

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第600号)

平成21年11月6日

横 情 審 答 申 第 600 号
平 成 21 年 11 月 6 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年8月19日市市情第618号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基
づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて 同上の答申のとおり、
却下以外の決定をした決定文書のすべて」の非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて 同上の答申のとおり、却下以外の決定をした決定文書のすべて」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて 同上の答申のとおり、却下以外の決定をした決定文書のすべて」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年5月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）に対し、全部の開示を求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

当実施機関は、条例の制定日から本件請求の日までの間に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、異議申立理由が不備であるため異議申立てを却下すべきとした答申を受けておらず、当然、当該答申に基づく却下又は却下以外の決定もしていない。したがって、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づき非開示決定を行った。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

実施機関の述べる「却下すべきとした答申を受けておらず」との理由は虚偽である。平成20年5月9日付横情審答申第542号が存在する。当然、「当然」以下の文言もすべて虚偽である。請求対象文書を検索しない行為は悪意ある行為である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求は、開示請求書に「 条例制定時から申立日迄の間の異ギ申立理由を原因とする却下の答申に基づき、実施機関が却下の決定をした決定文書のすべて同上の答申のとおり、却下以外の決定をした決定文書のすべて」と記載してなされたものである。

本件請求の趣旨は、条例の制定日である平成12年2月25日から本件請求の日である平成20年5月15日まで（以下「対象期間」という。）の間に当審査会が行った、異議申立てに係る諮問に対する答申のうち、異議申立書中の異議申立ての理由の記載が不備であるために、当該異議申立ては不適法であり却下すべきとの判断を示した答申（以下「対象答申」という。）に基づき、実施機関が却下又は却下以外の決定をした決定文書のすべてを請求しているものと解される。

(2) 本件処分の妥当性について

本件請求に対し、実施機関は、対象期間中に対象答申を受けたことはなく、対象答申に基づく決定をしていないため、対象答申に基づき却下又は却下以外の決定をした決定文書は存在しないとして、非開示の決定を行ったものである。

当審査会において調査したところ、当審査会による対象期間中の対象答申は、横浜市教育委員会に対する平成20年5月9日付答申第542号のみであり、本件の実施機関である横浜市長に対するものは存在しない。そのため、対象期間中の対象答申に基づき却下又は却下以外の決定をした決定文書が存在しないとの実施機関の説明は是認できる。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求に対し、実施機関が、本件申立文書が存在しないため非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年8月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年8月22日 (第64回第三部会) 平成20年8月26日 (第132回第二部会) 平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・諮問の報告
平成20年9月2日 (第65回第三部会)	・審議
平成20年10月3日 (第67回第三部会)	・審議
平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・審議
平成21年9月4日 (第86回第三部会)	・審議
平成21年10月2日 (第87回第三部会)	・審議
平成21年10月16日 (第88回第三部会)	・審議